

## ○富谷市公園愛護制度報償金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民と行政が連携し合い、協働することで公園に対する愛着心を育み、快適で美しい公園の維持・向上に努める「公園愛護制度」の実施にあたり、快適で美しい公園づくりに協力いただける団体に対し、予算の範囲内において報償金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象団体の要件)

第2条 対象団体は、市内の町内会及び市内に本店・支店・営業所等を有する企業内において構成する団体並びに市民グループ等の団体で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 構成員5名以上（満18歳以上）の団体であること。
- (2) 町内会、企業、市民グループ、NPO法人等の団体であること。
- (3) 活動対象とする公園の地元町内会と密に連携・連絡がとれること。
- (4) 年間2回以上の除草活動を実施できること。
- (5) 年間を通してゴミ拾いなどの美化活動を実施できること。
- (6) 第4号及び前号の活動を1年間継続的に実施できること。
- (7) 活動に必要な道具・消耗品等を準備できること。

### (活動の範囲等)

第3条 この要綱の対象とする活動の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内の都市公園法第2条の2に基づき供用開始している都市公園
  - (2) 前号と同様に市で管理している公園広場
- 2 第6条の規定により登録の認定を受けた団体（以下「登録団体」という。）が活動する対象公園については、市と登録団体が協議して決定するものとする。
- 3 市が主催して行う春・秋のクリーン作戦における活動及び町内会が行う日曜清掃などの活動については、対象外とする。

### (活動の内容)

第4条 活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 除草（人力除草、機械除草）
  - (2) 低木の剪定（安全に作業が出来る範囲内の剪定）
  - (3) ゴミ拾いなどの美化活動
- 2 前項による活動のうち第1号については市で定める範囲とする。また、第2号については市と登録団体が協議して決定するものとする。

### (市が行う支援)

第5条 活動を実施する登録団体に行う市の支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録団体の要請に基づく現地確認や調整
- (2) 活動に必要なゴミ袋の支給
- (3) 活動により発生した刈草等の回収
- (4) ボランティア保険への加入
- (5) 報償金の交付

(登録申請等)

第6条 活動を希望する団体は、市長の定める日までに登録団体認定申請書（様式第1号）に構成員名簿（様式第2号）等を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、団体の登録を認定したときは、登録団体認定通知書（様式第3号）により当該団体に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 登録団体が、申請内容の変更又は登録の解除を行うときは、登録団体認定変更（解除）申請書（様式第4号）により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の変更又は登録の解除を認定したときは、登録団体認定変更（解除）通知書（様式第5号）により登録団体に通知するものとする。

(活動計画の届出)

第8条 登録団体は、当該年度において、活動計画届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書の内容に変更が生じた場合は、活動計画変更届出書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

3 活動計画は活動を実施する公園の所在する町内会と活動内容を調整し、行政区長より了承を得た上で提出するものとする。

(活動の支援依頼)

第9条 活動の実施にあたり、第5条第1号から3号までの規定による市が行う支援を受けたい登録団体は、活動予定日の概ね5日前までに、活動支援依頼書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。提出にあたっては、FAX及びメールによる提出も可能とする。

(事故報告)

第10条 登録団体は、第8条の届出による活動中に事故が発生したときは、速やかに市に連絡するとともに、事故報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

(報償金)

第11条 登録団体のうちこの要綱に基づき交付申請を行ったものに対し、200,000円を超えない範囲内において、別表に掲げる額を基に報償金を算定して、交付する。

(交付申請)

第12条 登録団体は、第8条の届出による年間活動を完了したときは、完了日から30日以内に、報償金交付申請書（様式第10号）に登録団体が活動する公園毎それぞれの作業についての作業前、作業中、作業後の写真等を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第13条 登録団体は第4条の活動において除草活動は年2回以上、ゴミ拾いなどの美化活動は1年間継続的に実施することとし、これらの要件を全て満たさなければならない。

(報償金の交付決定)

第14条 市長は、第12条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、報償金交付決定通知書（様式第11号）により報償金の交付決定をするものとする。

(報償金の請求)

第15条 前条の規定により交付決定を受けた登録団体は、交付決定を受けた日から30日以内に、報償金請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

(報償金の交付決定の取り消し)

第16条 市長は、この要綱の規定に違反したとき若しくは偽りその他不正な手段により報償金の交付決定を受けたときは、報償金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により報償金の交付決定を取り消したときは、報償金交付決定取消通知書（様式第13号）により登録団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により報償金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に報償金を交付しているときは、期限を定めて報償金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表（第11条関係）

区分	単位	単価
基本料金	1団体につき	10,000円
除草活動	1㎡/回につき	10円
低木剪定活動	1㎡/回につき	30円